

国家公安委員会告示第三十号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成十四年国家公安委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年九月十日

国家公安委員会委員長 松原 仁

「新任運転適性指導員研修」の下に「又は取消処分者講習指導員（一般）研修」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。